

組合 Q & A

役員の数について(1)

Q II 中協法第35条において役員の数に「理事は3人以上、監事は1人以上」と定められているが、その定数の上限は第何条に規定されているのか。

例えばA B C Dの4法人が協同組合を組織するに当たって理事、監事の定数の上限の決定の方法として、単記式投票によれば組合員1人1票の原則により理事、監事各々最大4人まで選出できることとなるが、連記式投票による場合は組合員総数を上回る多数の役員を選出することが可能になる。定款にて役員の数に決定しているもので単記、連記のいずれを採用しても役員の総数は同一でなければならない。故にその両方の限度内で組合内容に適した方法で選ぶべきであると解釈しているが如何。

「A」中小企業等協同組合の役員数は、中協法第33条1項第11号の規定により、定款の絶対的必要記載事項として、必ず、何人以上何人以内という定数で定款に定めなければならないことになっている。

るが、その数は、同法第35条第2項に規定する数以上であれば、何人であろうと、法令違反にはならない。

役員の数を決める場合、設問のごとく単記式無記名投票によって選出する最大限の数(組合員数)を、その組合の理事及び監事の定数の上限として、その範囲内において、単記式、連記式のいずれかを採用すべきであると解して画一的に指導することは無理がある。説例のように組合員数が4人である組合においても、組合の業務運営において組合員数を上回る役員が必要とされる場合も考えられるので、指導としては当該組合の事業規模、役員の業務分担を考慮し、業務の迅速的な遂行を妨げることとならないよう、必要、かつ、最小限度の役員数を定め、その数を選出するについて、単記式、連記式のいずれを採用することが妥当であるか検討されるべきである。

法令の改廃等により当然変更する定款の変更手続きについて

Q I II 法令の改廃により既存の定款の規定が当然に変更される場合

の定款変更は、変更される定款の規定は法律上無効であるから、総会の議決を経ないでこれを変更することが出来るか。

2 II 事務所の所在地が、行政区画の変更により変更する場合等定款の規定の中で事実を基礎を有する者は、その事実の変更により定款を変更する場合には、上述の理由により、総会の議決を必要としないか。

「A」法令の改廃による定款変更であっても総会の議決並びに行政庁の認可は必要であり、行政区画の変更等に伴う定款変更についても同様と解する。

中小企業組合質疑応答集(全国中小企業団体中央会編)より転載



組合士検定にチャレンジ!!

○記述問題からの出題○

(本問題は、試験時に4行以内で記述する問題です。解答例は120字以内です。)

【第一問】「監事は、理事又は使用人と兼務してはならない」とする理由について、それぞれの役割に言及して説明せよ。

【第二問】理事の債務保証・利益相反取引について述べよ。

《解答》【第一問】監事は、監査を通じて理事の職務を監督する地位にある。理事・使用人は、一体となつて組合の業務を遂行する立場にある。監事がこの両方の立場を兼務することは、自分の職務を自分で監督するという矛盾が生じ、適正な業務遂行を阻害することになるからである。

【第二問】組合と理事との利益が相反する取引をするときは、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。法文上は組合が理事の債務を保証する場合があげられているが、組合が理事のために担保を提供する行為なども対象になる。